

公民館西分館

「七夕飾り」

7月2日～10日

◆主な内容

- 国保からのお知らせ…………… ②⑦
- 令和4年春の叙勲…………… ⑧⑨
- 避難行動要支援者名簿制度…………… ⑩
- 令和3年度下半期の財政状況…………… ⑪
- ニューストップクス…………… ⑫⑬
- 消費生活情報…………… ⑭
- お知らせ…………… ⑮⑰
- ひろばつうしん…………… ⑳
- 加茂の風土記…………… ㉑
- 暮らしのカレンダー…………… ㉒
- かもぴく…………… ㉔

国保からのお知らせ

問 健康福祉課（内線161・163）

のうえ大切に保管してください。

国民健康保険（国保）は、病気やけがのときに安心して受診できるように、日ごろから収入に応じてお金（国保税）を出し合い、みんなで助け合う制度です。

国保は医療保険のひとつとして新潟県が主体となり運営し、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が国保に加入します。

保険証についてのお知らせ

保険証8月から「ピンク色」

国保の保険証（国民健康保険被保険者証）を8月に更新します。



新しい保険証は「ピンク色」です。世帯の分をまとめて世帯主宛てに郵送しますので、内容を確認

▼資格がなくなったら届け出を

職場の保険に加入したときや他の市町村へ転出する場合は、必ず届け出て保険証をお返しください。

▼学生の場合

市外に住所を移している学生は、特例で加茂市から国保の保険証を交付します。在学証明書または学生証の写しを添付し、市民課の窓口へ申請してください。

保険証の有効期限

通常、保険証の有効期限は毎年7月31日ですが、次の場合は有効期限が別に定められています。

70歳になる人には「兼高齢受給者証」

新たに70歳になる人の保険証

こんなときは14日以内に市民課へ届け出ください

	状 況	持ってくるもの
国保に加入	他市町村から転入してきた	転出証明書
	退職や認定取消などで他の健康保険をやめた	健保などの資格等喪失連絡票
	子どもが生まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止連絡票
国保脱退	他市町村へ転出する	保険証
	他の健康保険に加入した	国保と健保などの保険証
	死亡した	保険証
	生活保護を受けた	保険証、保護開始連絡票
その他	住所、世帯主、氏名などが変わった	保険証
	保険証をなくした	本人確認できるもの（代理人の場合は郵送）
	保険証の内容訂正または汚れた	保険証
	修学のため他市町村へ行く	保険証、在学の証明書

※届け出のときは、個人番号（マイナンバー）が分かる書類をお持ちください。

は、有効期限が誕生月の月末（1日生まれの人は前月末）までとなっています。対象者には、有効期

限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。

75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に

新たに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までとなっています。

これは、75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入することになるためです。75歳の誕生日までには後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

・国保税を滞納すると

特別な事情がなく国保税を滞納すると、有効期限が短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。国保税の納付が困難な場合は税務課にご相談ください。



国保からのお知らせ

高額療養費について

■70歳未満の高額療養費

国保に加入している人の医療費が高額になったときに、一つの医療機関の窓口での支払いは、高額療養費の自己負担限度額までで済むようになっています。

高額療養費の限度額は所得によって複数の区分がありますが、

表1 70歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

回数	3回目まで	4回目以降（※1）
所得区分		
上位所得世帯（ア）（※2） 総所得金額が901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
上位所得世帯（イ） 総所得金額が600万円超901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般世帯（ウ） 総所得金額が210万円超600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般世帯（エ） 総所得金額が210万円以下（非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯（オ）	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

※2 所得の申告がない場合も上位所得世帯（ア）とみなされます。

（ここでの総所得は「基礎控除後の総所得金額等」です）

表2 70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

区分	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (4回目以降は140,100円)
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (4回目以降は93,000円)
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円)
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

医療機関の窓口でその区分に応じた限度額を適用させるためには「限度額適用認定証」が必要です。入院や通院で自己負担が高額になるときは、あらかじめ健康福祉課で申請し、交付された認定証を医療機関に提示することで、医療機関での負担が限度額までとなります。

なお、複数の医療機関への支払いが2万1千円を超える場合は、

いったんそれぞれの医療機関へ支払い、後から申請していただくことで自己負担限度額を超えた分が支給されます。

■70歳以上の高額療養費

一般世帯は「保険証」だけを、現役並み所得者のうち現役区分Ⅰ・Ⅱに該当する人は「保険証と限度額適用認定証」を、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は、「保険証と減額認定証」をそれぞれ提示することで医療機関での支払いが限度額までとなります。

また、月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる人は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後期高齢者医療制度のそれぞれで限度額を負担する場合がありますが、特例として75歳に到達した月は、移行前後の医療保険制度での限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。（1日生まれを除く）



■食事の減額認定証

入院時の食事負担額は1食460円ですが、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、1食210円（過去12か月の入院日数が90日を超える長期入院の場合は160円、70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。

●入院したときの食事代の標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の人）		460円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ（70歳以上）	90日までの入院	210円
	90日超の入院（過去12か月の入院日数）	160円
低所得者Ⅰ（70歳以上）		100円

※住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康福祉課の窓口にお申し出ください。

●70歳以上75歳未満の人の所得区分について

・現役並み所得者（3割負担）

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の、70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は2割負担となります。

・低所得者Ⅱ

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。

・低所得者Ⅰ

世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

国民健康保険税について

問 税務課民税係（☎内線125）

■国民健康保険税は忘れずに
国保税は国保に加入している世帯員の分をまとめて世帯主が納めます。

納期限までに納めるようご協力ください。納期は7月から翌年3月までの9回です。

・口座振替をご利用ください

□座振替の依頼書は、市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課、市民サービスセンターの窓口にあります。25日（郵便局は20日）までの申し込みで、翌月納期分から口座振替納税できます。

・納税はいつから

国保税は、国保の資格を得た月の分から納めていただきます。届け出をしたときからではありませんので、ご注意ください。

また、国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則とし

て年金からの天引による納付となります。

国保税を納めないまましていると、有効期限の短い「短期被保険者証」や「資格証明書」が交付されたり、高額療養費の限度額適用認定も制限される場合があります。

令和4年度 加茂市の国民健康保険税率

		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳のみ)
所得割	前年中の所得から33万円を控除した基礎額に右の割合を乗じて算出	7.40%	2.10%	2.45%
資産割	今年度の固定資産税額に右の割合を乗じて計算	19.78%	7.80%	—
均等割	1人当たり	29,400円	9,600円	13,420円
平等割	1世帯当たり	20,600円	5,400円	—
賦課限度額		65万円	20万円	17万円

・上記の割合で算出した国民健康保険税は、世帯主に対して課税します。
・年度途中の加入・脱退については、月割りで計算します。

国民健康保険・後期高齢者人間ドック助成

対象者

国民健康保険加入者

受診日に国民健康保険に加入している30歳から74歳の人で、国民健康保険税を滞納していない世帯に属する人



後期高齢者医療制度加入者

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに人間ドックを受診した人で、受診時に後期高齢者である人

助成金額 2万5千200円（国保）

1万円（後期高齢）

助成方法

国民健康保険加入者

①市と契約している健診機関（人間ドック意向調査票に記載）で受診した場合は、人間ドック費用と助成金額の差額を健診機関の窓口で支払ってください。②市と契約していない健診機関で受診した場合は、人間ドック費用を全額支払い、後日助成申請をしてください。

後期高齢者医療制度加入者

人間ドック当日は費用を全額支払い、後日健康福祉課窓口で助成申請をしてください。

助成申請に必要なもの（国保・後期高齢共通） ①申請書（健康福祉課窓口にあります）②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書③人間ドック結果報告書④保険証⑤印鑑⑥通帳など振込先口座が分かるもの

申請・問い合わせ

健康福祉課保険医療係（☎内線163）

後発医薬品をご存知ですか



後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売された、先発医薬品と同じ有効成分や効果・効能をもつ安価な医薬品です。

国保では、現在処方されている先発医薬品から、後発医薬品に切り替えた場合、どれくらい医療費が安くなるか試算してお知らせします。

対象者 月に14日以上薬を投与された12歳以上の被保険者で、病名

による絞り込みを行った試算の結果100円以上の差額が見込まれる人
通知月 7月、11月、3月の予定

ジェネリック医薬品への変更は、医師や薬剤師に相談し、薬の特徴や医療費について説明を聞いて判断しましょう。今までの薬を一気に変更するのが不安なときは、試しに数日分を変更することも可能です。

自分の意思を伝えるジェネリック医薬品希望カードは、健康福祉課の窓口でも配付しています。

医療費のお知らせ

国民健康保険の被保険者の皆さんが、病気などで医療機関等を受診した場合の医療費を知っていただくため、「医療費のお知らせ」を行います。



内容は、①受診月 ②受診者氏名 ③医療機関等の名称 ④医科（入院・通院）・歯科・薬局等の別 ⑤受診日数 ⑥医療費の総額等です。

「医療費のお知らせ」は令和5年

2月頃に封書形式でお届けする予定です。

なお、後期高齢者医療制度の加入者には、新潟県後期高齢者医療広域連合から、年3回（7、11、2月）「医療費のお知らせ」を送りしています。

日ごろから自分の健康管理には十分注意し、医療費を有効に使うよう心がけましょう。

問い合わせ 健康福祉課保険医療係（☎内線161・163）

医療費を抑えるために

国保は高齢者の加入割合が高く、医療費の増加や国保税の負担能力など、制度の維持、運営に大きな影響を与えています。医療費を大切にするためにも、上手な受診を心がけましょう。

- ・かかりつけ医を持ちましょう。
- ・早期発見・早期治療のため、ふだんと様子が違ったら、早めに受診しましょう。
- ・急病などの場合は時間外や休日の受診は避けるようにしましょう。

・お医者さんを次々変えるハシゴ受診はやめましょう。

非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な失業のため社会保険を脱退し、国保に加入した人の国保税を軽減します。

対象者 対象となるのは次のすべての条件を満たす人。

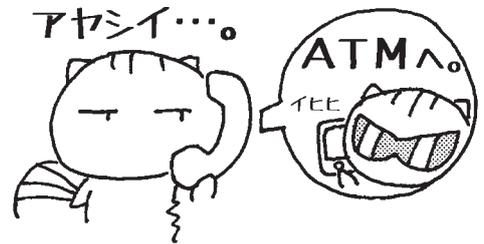
- ・失業時点で65歳未満の人
- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）または特定理由離職者（雇い止めなどによる離職者）である人。

※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34の人が該当します。

軽減内容 国民健康保険税の所得割を算定する際に、非自発的失業者の前年の給与所得を30/100として算定します。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

申請方法 国民健康保険証と雇用保険受給資格者証の原本を持参し、健康福祉課窓口（☎内線163）に届け出てください。



不審電話にご注意ください

市役所や年金事務所の職員などと名乗り、医療費の還付をするといって口座番号を聞き出したり、銀行等のATMで振り込み額を確認するよう促す不審な電話や訪問の事例が相次いでいます。

市では、手続きをしていない人に口座番号を聞くことや、銀行等のATMに行つて操作をお願いすることは絶対にありません。

このような電話や訪問があったら健康福祉課（☎内線163）または加茂警察署（☎52-0110）へお問い合わせください。

～国保コラム～ 「交通事故に遭ったら届け出を」

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。

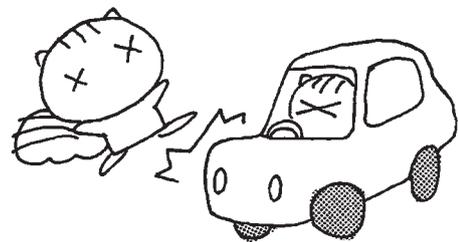
この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。保険証を使い交通事故などのけがの治療を受けるときは、「第三者行為による被害届」を提出してください。

■届け出の際の注意

- ・加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認しておく。
- ・交通事故証明書を取り寄せる。
- ・保険証と印鑑を持参する。

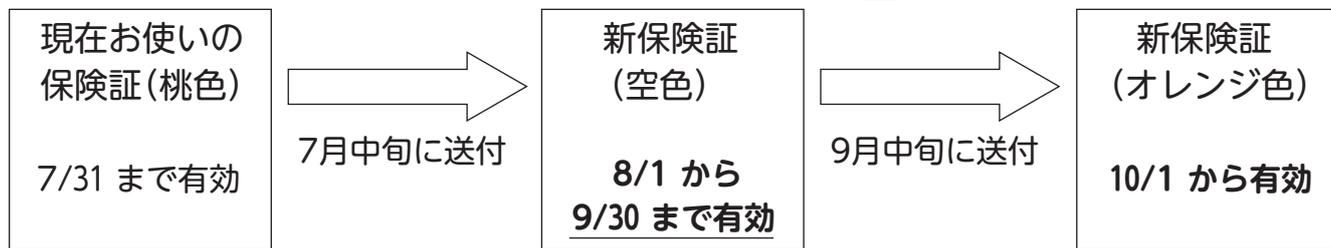
■事故に遭ったときは

- ・自動車のナンバーをひかえる。
- ・免許証、車検証、保険証などで相手を確認する。
- ・軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。
- ・示談をする前に健康福祉課保険医療係へ相談する（加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると保険証は使えません）。



後期高齢者医療制度のお知らせ

(1) 8月1日から保険証が変わります（新しい保険証は**空色**です。）



現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1日からは新しい保険証をお使いください。（申請手続きは不要です。）

新しい保険証は、7月中旬に送付いたします。8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあった場合は、健康福祉課 保険医療係（☎内線161）までご連絡ください。

また、令和4年度は窓口負担割合の見直しに伴う2割負担新設のため、保険証が2回交付されます。

(2) 医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の前年中の所得に応じて、医療費の自己負担割合を判定しています。今月お送りする新しい保険証に記載されている自己負担割合（1割または3割）は、8月1日から適用となる医療費の自己負担割合です。

また、10月1日から一定以上の所得のある方（窓口負担割合3割負担対象者を除く）は医療費の窓口負担割合が2割となります。詳しくは新しい保険証と一緒にお送りする「後期高齢者医療制度のしおり」をご覧ください。

① 1割負担となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない人

住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合でも、同一世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がおり、被保険者全員の旧ただし書き所得※の合計額が210万円以下の場合、1割負担です。

※旧ただし書き所得=総所得金額等から基礎控除を引いた額

② 3割負担（現役並み所得者）となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる人

住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合でも、下記に該当する方は申請により1割負担となります。

[同一世帯に被保険者が1人の場合]

その方の収入の合計金額が383万円未満（または、その方の収入と同一世帯の70～74歳の方全員の収入の合計金額が520万円未満）

[同一世帯に被保険者が複数いる場合]

被保険者全員の収入の合計金額が520万円未満

☎健康福祉課 保険医療係（☎内線161・163）

令和4年 春の叙勲 受章おめでとうございます

旭日双光章

元一般社団法人

新潟県建設業協会常任理事
小柳 直太郎さん



(写真は小柳建設株式会社様提供)

旭日双光章

元加茂市代表監査委員
元日本郵政公社職員
坂中 春信さん



小柳さんは、昭和45年7月に、日本大学在学中の学業を続けながら、家業の小柳建設株式会社に入り、以来50年以上の長きにわたり建設業を通じて県央地域や県内、全国で社会資本整備に貢献した功労で、このたび旭日双光章を受章されました。特に昭和64年1月の社長就任後には、河川などをきれいにすることも建設業の一環と考え、「人が汚したものは人の手できれいにする」という使命の下、会社として浚渫しゅんせつの技術を磨き、独自の負圧吸引方式「泥土吸引圧送システム」を作り上

げました。その技術の高さは東京オリンピック・パラリンピックの会場での浚渫工事や、皇居内の一般開放に面する濠の浚渫工事にて採用されるなど、全国の様々な場所で成果を上げています。

また、一般社団法人新潟県建設業協会において理事を29年間、同協会三条支部長を20年間にわたり務め、常に県内建設業の発展と県協会の社会的地位の向上に尽力されました。平成19年7月の「新潟県中越沖地震」、平成23年7月の「新潟福島豪雨」、平成24年の「豪雪」に

対しては、その都度行政との緊密な連携を図り、応急復旧作業や物資提供等の各種支援活動、除雪業務の広域支援などの迅速な対応に当たり、被災地の復旧・復興に大きく貢献しました。

建設業の地域貢献活動にも注力して、平成30年1月に大雪と停電で五十嵐川漁協と加茂川漁協のサケ稚魚の放流活動が危ぶまれた際には、県協会三条支部長を中心に各漁協を支援し、無事同年3月に約300人の児童が参加して放流が行われたそうです。

坂中さんは、平成14年12月に加茂市の代表監査委員に選任されて以来、令和元年5月までの5期16年5か月にわたり監査委員として市の財務状況や行政運営を監査してきた功労と共に、38年間の郵便局勤務を合わせた功労で、このたび旭日双光章を受章されました。

中学二年生のときに、父親がバイクを運転中に事故で急逝し、そのため高校を卒業したら働こうと考えていた坂中さんは周りの勧めもあり郵便局を志望して試験に合格。高校卒業と同時に三条郵便局

に入局しました。それから30年以上三条郵便局で働きながらその間、労働組合での活動のご縁から前加茂市長・小池清彦さんから請われ、平成8年2月からは加茂市特別職報酬等審議会委員、同4月には自然環境保全審議会委員など加茂市の公職にも就きました。平成11年に見附郵便局に転出し、3年後の14年3月に勸奨退職した際に小池前市長から、退任する代表監査委員の後任をお願いされ、同年12月に市議会の同意を得て代表監査委員に就任しました。さらに

令和4年 春の叙勲 受章おめでとうございます

瑞宝単光章

元加茂市消防団分団長
山崎 孝満さん



山崎さんは、加茂市消防団に33年6か月在籍し、9年間を団本部の分団長として務めました。その消防功勞により今回の受章となりました。

若宮中学校を卒業後は加茂高校を経て上京し、建築関係の専門学校に進学しました。その後、帰郷し、加茂や近隣の複数の事業所で施工管理の仕事を中心とし、63歳からは自身の会社「翔企画」を立ち上げ、現在はその代表を務めています。

消防団には昭和57年6月、山崎

さんが25歳の時に入団しました。入団した年の10月に地元民家で火災が発生し、それが初めての火災現場出動でした。それからは市内の数々の火災現場、災害現場に出動し、平成23年7月の新潟・福島豪雨では団本部の分団長の立場でしたが地元周辺の県道がえぐられ通行止めになったため、豪雨の中で現場の交通整理に当たり、水の侵入を防ぐために土の積みなどの活動を行いました。また当時は区長も務めていたため、町内で力を合わせて道路の復旧などを行っていたそうです。

山崎さんは現場の活動だけでなく、消防団そのものの改善にも取り組みました。当時団本部の連絡は家の電話に連絡することが多かったのを「留守の場合、出動が遅れてしまう」と携帯電話に連絡が来るように本部に願い出たり、平成25年の市内木材業者での大規模な火災の際には長時間に及ぶ消火活動のため、従事する団員の食事の確保が課題となり、山崎さんが区長として市に問題提起し、その結果炊き出しの予算が付くなど団員の処遇改善にも取り組みました。

ボランティア団体さん紹介コーナー

「手話サークル よつば」

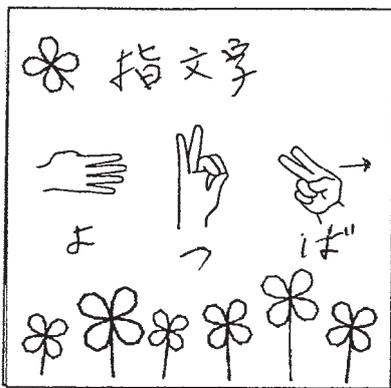
月2回の活動は、グループに分かれて独自の学習内容や方法などで楽しく学習しています。専門のテキスト、DVDを活用して手話技術向上をめざして、難しい手話や表現方法にも取り組んでいきます。指先や身体全体を使つての表現方法は認知症の予防にもなり顔の表情も豊かになると思います。

コロナ禍の前には、学習が終了後にランチに行ったり日帰りの小旅行などでメンバー同志の交流を深めてきました。

メンバーの一人から旅先で、ろうあ者の人と手話で交流ができてよかった、手話をやっていてよかったとの話を聞いて、他のメンバーも同じ気持ちになりました。

サークル活動は地域の人達や支援の必要な人達と共に交流学習することだと思っています。これからも人とのつながりを大事にボランティア活動していきたいと思えます。

新しいメンバーの加入により学習内容も充実し「よつば」盛り上がっています。



① 団体 Infomation

活動の種類 手話、仲間づくり
 主な活動日 毎月第2、4水曜日
 午前10時30分から正午
 活動場所 公民館第1研修室
 お問い合わせ 社会福祉協議会
 (☎52-6667)へ

高齢者や障がいのある方を災害時に支援するための 避難行動要支援者名簿制度

加茂市では、災害対策基本法に基づき、災害時の安否確認や避難支援を行うため、住民基本台帳などをもとに高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に一人で避難することが困難な人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。

対象者

- ①高齢者（75歳以上）のみの世帯
- ②要介護認定3以上の方
- ③身体障がい者手帳1・2級の方
- ④療育手帳A判定の方
- ⑤精神障がい者保険福祉手帳1級の方
- ⑥難病患者
- ⑦その他支援が必要な方

名簿の内容

- ①氏名、②生年月日、③性別、
- ④住所、⑤電話番号、
- ⑥支援を必要とする理由（介護度や障がいの種類など）

※住民基本台帳や高齢者現況調査等をもとに作成しています。

※対象になっていない人で、避難時に支援を受けたい（名簿に登録してほしい）場合は、健康福祉課福祉係（☎内線171）に連絡してください。

対象となる人全員に、あなたのことを自治会関係者（自主防災組織）、民生委員、消防機関、警察などの避難支援等関係者にお知らせしてもよいか、書類（郵送）により確認しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

対象となる皆さんには、7月下旬に書類を郵送します。同封の「名簿情報の提供に関する同意書」に記入のうえ、同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。

提出期限：令和4年8月31日（水）

同意された方の名簿情報は、平常時から自治会関係者（自主防災組織）、民生委員、消防機関、警察などの避難支援等関係者に提供し、日頃の見守り活動や素早く避難するための体制づくりに活用されます。

※同意することで災害時の避難支援が受けやすくなりますが、避難支援等関係者自身の安全確保が前提となるため、必ずしも避難支援が受けられるものではありません。
なお、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。



問い合わせ 健康福祉課福祉係または総務課防災係 ☎0256-52-0080

令和3年度 下半期の財政状況

加茂市には、どのようなお金が入り、何に使われているのか・・・。
市では毎年財政状況を公表しています。今回は、令和4年3月31日までの財政状況をお知らせします。

■一般会計

予 算 額 148億 8万円
 収入済額 130億4,541万円 (収入割合88.1%)
 支出済額 119億 716万円 (支出割合80.5%)

歳 入

歳 出

■上段：予算額
 ■下段：収入・支出済額 (円)

47億9,244万	地方	民生費	46億8,589万
48億2,746万	交付税※		41億5,428万
25億6,849万	国庫	土木費	19億3,001万
21億7,778万	支出金		12億6,835万
25億5,509万	市 税	教育費	17億3,456万
25億4,413万			14億 739万
11億8,652万	県支出金	総務費	16億8,364万
6億9,106万			13億8,476万
9億2,866万	諸収入	商工費	16億5,596万
4億6,629万			8億6,848万
8億4,390万	市 債	衛生費	11億4,133万
1億3,730万			9億5,949万
5億8,620万	地方消費税	公債費	10億1,662万
5億8,577万	交付金		10億1,156万
13億 498万	その他	その他	9億5,207万
15億7,072万			8億5,231万

※臨時財政対策債は地方交付税に含む

■特別会計

項 目	予 算 額 (万円)	歳 入		歳 出	
		収入済額 (万円)	収入割合	支出済額 (万円)	支出割合
国民健康保険	28億9,725	28億8,708	99.6%	26億3,190	90.8%
後期高齢者医療	3億3,822	3億3,579	99.3%	3億3,253	98.3%
宅地造成事業	1億4,733	3,150	21.4%	369	2.5%
下水道事業	20億4,227	13億5,762	66.5%	16億8,389	82.5%
介護保険	32億7,923	33億5,438	102.3%	28億6,995	87.5%
在宅介護サービス事業	2億3,430	1億9,816	84.6%	2億2,066	94.2%
合 計	89億3,860	81億6,453	91.3%	77億4,262	86.6%

■水道事業会計

項 目	収 入			支 出		
	予 算 額 (万円)	収入済額 (万円)	収入割合	予 算 額 (万円)	支出済額 (万円)	支出割合
収益的	5億4,763	5億4,250	99.1%	5億 362	4億9,344	98.0%
資本的	2,939	2,643	89.9%	1億4,409	1億3,929	96.7%

土 地	1,433,186㎡
建 物	143,196㎡
構 築 物	262基
基 金	7億9,674万円 96,253㎡

一 般 会 計	88億 406万円
下水道事業会計	100億2,428万円

※市債現在高は88億406万円ですが、国が全額負担する分を除き、実際に加茂市が返済する金額は27億5,135万円となります。

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定(6/21)



21日(火) 午後3時30分から、佐川急便株式会社様と加茂市の「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定締結式」を行いました。

この協定は、避難所への支援物資の効果的な配送計画とその実施、被災者の物資ニーズの収集、荷役作業に必要な人員や機材の提供など、被災者の生活の安定に資するものです。

ペアレント・トレーニングで子どもの行動を理解しよう(6/24)

やすらぎルームでは、お子さんの行動などが気になる保護者を対象に、行動の理解に繋がる「ペアレント・トレーニングプログラム」(ペアトレ)を行っています。これは、ペアトレファシリテーター(進行役)とともに、特別なプログラムに沿って子育て中の仲間とグループワークで進めます。お子さんの行動に注目し、よりよい親子のコミュニケーションを育むプログラムです。

この日のテーマは「行動のしくみを理解しよう」。まずは前回の宿題として、自宅でのお子さんの好ましい行動、好ましくない行動、許しがたい行動を記録してきたものを参加者が発表して、お互いの状況の理解を深めました。

次に進行役の有本眞理子先生が、お子さんの行動を「きっかけ」「行動」「結果」に三分割して、結果に注目することで行動を増やしたり、減らしたりできること、子どもの「行動」は行動だけで起こるのではないことを解説しました。

後半の演習では、有本先生から提供された事例から参加者が子ども目線で行動を三分割した内容を考え、発表しました。

今回のペアレント・トレーニング事業は8月で一旦終了しますが、今後も同様の事業を予定しています。お子さんの行動が気になる人は、お気軽にやすらぎルームへご相談ください。お問い合わせはメールでも受け付けています。



やすらぎルーム ☎0256-53-3199 (午前9時~午後3時30分) ✉ yasuragi@educet01.plala.or.jp

VIPシティホール 西加茂
加茂市栄町2-11
☎0256-52-4999

地域の皆様に日頃のご愛顧と感謝を込めて

ビップ ふれあい お盆市

お供え花束 1束500円~にて販売
他、ローソクやお線香なども特価で販売いたします!
お渡し日:8/11(木) 午前8時~午前10時
事前予約必要// 8/7(日)午後5時まで。

多数ご用意しておりますが、無くなり次第終了とさせていただきます。
ご予約はお早めをお願いします。

VIPシティホール 加茂
加茂市千刈2丁目309-1
☎0256-53-4999

【有料広告】

NEWS TOPICS

「かもMIRAIカフェ」で加茂の未来を語り合おう(6/25)

25日(土) 午後1時30分から、仲町の割烹山重・多目的ホール「山の蔵」で市主催の「かも MIRAIカフェ2022」第1部「語るカフェ」を開催しました。これは「笑顔あふれるまち」の実現に向けて、参加者同士でこれからの加茂をどんなまちにしたいか、それを実現するためにはどうしたら良いかを考え、話し合う全3回のワークショップです。



第1回のこの日、参加者は4班に分かれて、まずワークショップを円滑に進めるための決まりなどについての説明を受け、次にアイスブレイクとして自己紹介や加茂についての思いなどを班内で共有しました。次に加茂についての様々な意見を参加者同士で出しあい、模造紙に田の字法(今回は過去・未来と良い事・悪い事)でそれらを分類して共有しました。

後半ではあらためて参加者は8つのチームに分かれ、次のまちあるきで加茂の魅力を発見する為のコースを、自分たちで考えて計画しました。



大学生が市内企業PVを制作!(6/25)

加茂市総務課政策推進室が、加茂市への移住を検討している人に向けて、市内の企業の魅力を発信する動画を県内の大学生と一緒に制作する事業を開始しました。事業の初回は市内のまち歩きをして、加茂市にどんなお店があるかを自分たちの足で確認したり、加茂に移住してお店を開いた人から移住の際のポイントなどを聞き取りしたりしました。完成発表会は9月下旬を予定しています。

公民館西分館で七夕飾り&ライトアップ(7/2~10)

今号の表紙に掲載していますが、西分館推進委員さんと旧西小学校区の3区長さん合わせて20人ほどが夏の風物詩、七夕飾りを作りました。作業は午後4時頃からはじめ、この日のために加茂市立石川小学校と加茂新田保育園の子どもたちが作った短冊や、七夕飾りなどを2本の竹に取り付け、西分館のグラウンドに設置しました。夜にはライトアップもありました。この七夕飾りは10日まで設置されました。



市役所職員を装った不審な電話にご注意ください！！

『市役所保険課の〇〇』などと名乗って、「過払い金があります。この電話で返還の手続きができます。」という電話があったという相談が市へ寄せられています。

「**期限**が過ぎている（又は**期限**が今日までだ）が、最寄りのATMで操作をすれば受け取れる」などと言って手続きを急がせようとする事例もありますが、これらは**典型的な還付金詐欺**です。市から本人・家族へこのようにATMで操作させたり、自宅へ訪問し手続きをすることはありません。

このような電話があった場合には、即答を避け、一度電話を切ってから市役所の担当課へご確認ください。

【困ったときの相談窓口】

消費者ホットライン



188 (イヤヤ)

※最寄りの消費生活センターなどの相談窓口につながります

～またはご相談は下記まで～

加茂市商工観光課消費生活相談窓口

☎ 0256-52-0134 (相談専用電話)

新潟県消費生活センター

☎ 025-285-4196 (相談専用電話)

空き家調査にご協力を 市職員が地域を回ります



7月下旬から12月にかけて市役所の職員が地域を回って市内の空き家調査を行います。調査は平日を予定しており、腕章・名札をつけた職員が伺います。

現況を確認するため敷地内に立ち入ることがありますので、ご了承ください。

問い合わせ 税務課資産税係（☎内線124）、総務課総括係（☎内線321）

司法書士による無料相談

■「司法書士の日」無料相談

不動産の相続や売買など登記、成年後見、借金など、様々な相談をお受けします。

日時 8月3日（水）各司法書士事務所の営業時間内

会場 各司法書士事務所

■全国一斉「遺言・相続」相談会

面談相談（要事前予約、定員20人、相談時間45分）と電話相談（予約不要）があります。

日時 8月7日（日）午前10時～午後4時
面談会場 新潟県司法書士会館（新潟市中央区笹口1）

電話相談 ☎0120-33-9279

申し込み・問い合わせ 新潟県司法書士会事務局（☎025-244-5121）

お得なプレミアム商品券 1人5セットまで販売

商工会議所では地元買物運動推進の一環で毎年好評の「プレミアム商品券」（販売総額7千800万円）を発行します。

商品券は1万円で1万3千円分（額面500円×12枚、千円×7枚で1セット）の買い物ができ、市内取扱店ポスターのあるお店で利用できます。

8月1日（月）午前10時から「商工会議所（幸町）」と「加茂

市商店街協同組合（仲町）」で販売を開始します（6日（土）は午前9時～午後3時に販売）。

売り切れ次第終了しますので、ご注意ください。

詳しくは、商工会議所（☎52-1740、info@kanecci.or.jp）

お問い合わせください。
購入上限 1人5セット（6万5千円分）

※18歳未満は購入できません。



有効期間 8月1日（月）～12月31日（土）

国民年金 保険料の 免除制度



事由がある場合、保険料が免除されます。所得に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

納付猶予制度

50歳未満で本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料が猶予されます。

これらの免除承認期間は年金の受給資格期間に算入されませんが将来受け取る年金が減額されます。年金額を増やすために10年以内であれば追納することができません。

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合や失業等の

申請免除制度

手続き 令和4年度の免除申請は7月から受け付けています（承認期間は令和4年7月～令和5年6月まで）。原則、毎年度申請が必要ですが、前年度、継続申請を希望し、全額免除・納付猶予が承認された人は、申請手続きを省略できます。結果通知で確認してください。免除申請は申請月から2年1か月前までにさかのぼって申請することができます。

持ち物 失業などを理由とする場合は雇用保険受給資格者証や離職票の写し

問い合わせ 市民課国民年金係（☎内線113）

加茂市原油価格等

高騰対策事業

補助金申請を受付



原油価格等の高騰の影響を受ける市内中小企業者を支援するため、負担した燃料費（ガソリン、灯油、軽油等）、公共料金（電気料金、ガス料金）の高騰分に対して補助します。

対象者 次の①～⑥のすべてを満たす者

- ① 加茂市内に本社または事業所を有する中小企業者
- ② 令和3年4月1日までに開業した者
- ③ 同一年度内での同様の支援制度を受けていない。
- ④ 主たる業種が燃料小売業でない。
- ⑤ 市税を完納している者
- ⑥ 加茂市暴力団排除条例第2条第1号および第2号に該当しない。

対象経費 燃料費（ガソリン、灯油、軽油等）および公共料金（電気料金、ガス料金）

※市内にある事業所等に係る経費に限る。消費税および地方消費税

相当額は補助対象外。

補助金額 「令和4年4月～6月の合計負担額」から「令和3年4月～6月の合計負担額」を差し引いた額×10分の10以内

※3万円以上から対象、上限金額は20万円。千円未満切り捨て。申請は1事業者につき1回限り。

申請書類 ①加茂市原油価格等高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書 ②補助対象経費算出表 ③補助対象経費が分かる請求書または領収書等の写し ④振込先口座を確認できる通帳の写し

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

申請先・問い合わせ 9月30日（金）までに商工観光課商工振興係（☎内線133）へ。

※郵送の場合、当日消印有効



ホームページ

サマージャンボ宝くじ
8月5日(金)まで発売中

県内で購入された宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われています。

宝くじは県内で買いましょう！

全国一斉表示登記

無料相談会



日時 7月31日（日）

※受付は午前11時～午後2時

内容 土地や建物の登記や境界に関するもめごとなどの相談。

（例）土地を分ける（分筆）・合わせる（合筆）、土地の境界が不明、隣人との見解が異なる、登記してある建物と食い違いがあるなど）

予約・問い合わせ 7月22日（金）

午前10時までに新潟県土地家屋調査士会（☎025-1378-15005）へ。

状況が分かる図面・書類等を用

意して電話をかけてください。

就職氷河期世代向け

短期資格習得コース事業

建設業の仕事に役立つ資格の取得や技能習得などを

職業訓練で実施します。訓練修了後には

建設業への就職支援を行います。

期間 9月26日（月）～11月1日（火）

定員 10人 **受講料** 無料

問い合わせ （一社）北陸建設アカデミー（☎0254-2018101）



ホームページ

商店街や市の施設で

Wi-Fi使えます

駅前商店街～新町雁木通り商店街、市役所、市立図書館、産業センター、文化会館、加茂七谷温泉美人の湯、BBC、各コミセンでフリースポット（無料Wi-Fi）が使えます。



SSID
'frespot'=SecurityPassword(AES)
パスワード
frespot

問い合わせ 総務課情報政策係（☎内線323）



ホームページ

加茂市の皆様をアルビの試合に観戦し優待

アルビレックス新潟「加茂市デー」!

8月20日ロアッソ熊本戦

市民の皆様を対象に、アルビレックス新潟の観戦に優待を行います。

対象試合 8月20日(土)午後6時キックオフ ロアッソ熊本戦

会場 デンカビッグスワン(新潟市中央区清五郎)※加茂市の物販コーナーもあります。

席種・価格 各席種より選択可能(一部席種は対象外)

※市民対象で通常価格の半額で優待観戦。応募多数の場合は抽選。応募方法 8月14日(日)までに

パソコン・スマホから申し込みサイト(<https://bit.ly/39JBWYK>)にアクセスし必要事項を入力してください。

8月16日(火)にチケットの申込方法をメール配信します。



ホームページ

その他 小中学生の皆さんには8月6日(土)徳島ヴォルティス戦または20日(土)ロアッソ熊本戦のどちらか1試合をご招待します。加茂市デーでアルビを応援しよう!



詳しくは各学校を通じて配布する「試合観戦」ご招待に関するチラシをご覧ください。

問い合わせ 株式会社アルビレックス新潟(☎025-127-10150)

介護の思い分かち合い ケアラーズカフェこまち

NPOかも小町は、現在(または過去に)認知症の人を介護している人を中心とした、ケアラーズ(介護者)カフェこまちを開催します。介護をしようことや、不安や戸惑いなど、なかなか人には言いにくいことなど、同じ思いの人たちと分かち合いませんか?

気軽にご参加ください。

介護経験のあるスタッフ、認知症キャラバンメイト、保健師も参加しています。

ホッと一息つける場所、ケアラーズカフェこまちにお立ち寄りください。

日時 7月23日(土)午後1時30分〜3時30分

会場 かも小町(穀町2、加茂駅前郵便局裏)

参加費 1人500円(お茶込み)

その他 ・検温、消毒、マスクの着用にご協力ください。

・当日、体調の悪い人は参加を見合わせてください。

・時節柄、中止になる場合があります。

申し込み・問い合わせ 車谷さん(☎080-1120212042)または、直接、会場のかも小町(火)木の午前10時〜午後2時)へ。

社会同和教育巡回研修会

同和問題に対する正しい理解を深め、差別解消に実践を促すために、広く県内各市町村を巡回して行きます。同和問題に関する講話を聴いて、同和問題をはじめ、身の回りにおける人権問題について、ともに理解を深めましょう。

日時 8月18日(木)午後1時〜4時

会場 産業センター

講師 秋山正道さん(前新潟産業大学教授)

定員 5人程度

申し込み 7月21日(木)までに社会教育課(☎内線46)へ。

ながいき川柳 句題「祭」募集



ながいきストリート逸品フェアでアーケードに掲示(10月1日〜11月6日)する川柳を募集。

句題は「祭」です。各地で中止されていた祭りが再開し、明るい兆しが見えてきましたので、祭りに関する川柳を募集します。

応募方法 1人2句以内

はがき裏面に投稿句、〒・住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を記入してください。

応募締切 8月16日(火)必着

あて先・問い合わせ 加茂市商店街協同組合(〒959-1351 仲町1-34、☎52-0775、FAX53-3434)

※入賞者には商店街共通商品券を進呈します。

メルカリ教室を開催

市では、(株)メルカリと連携し「メルカリエコボックス」によるリユース推進事業を実施しています。この一環としてフリマアプリ「メルカリ」の活用を学ぶ「メルカリ教室」開催します(参加費無料)。

出品初心者向けで、出品の流れから、売れるためのコツを認定講師がしっかり手ほどきします。

「興味はあるが始められない」「始めてみたけど不安だ」「メル

カリ」のこと、なんでも聞ける教室に、ぜひご参加ください。

開催日 8月6日(土)

時間 ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分

会場 産業センター3階講習室

対象 市内在住・在勤・在学の人(18歳未満は保護者同伴)

定員 各回30人程度(定員に限り次第締め切り)

持ち物 スマートフォン、筆記用具、出品したいもの(1～2品)

※講座当日はご自身のスマートフォンにメルカリのアプリをインストールし、会員登録(無料)を行なったうえでご参加ください。

消防防災ヘリコプター

連携訓練



全国的に山岳事故が増え続け救助事例が多く発生しております。加茂地域消防本部では多様化する災害

に迅速・的確に対応するため、新潟県消防防災航空隊「防災ヘリ」と連携訓練を実施します。

付近の皆様には、ヘリコプターのエンジン音等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

日時 8月2日(火)午前9時

～正午(雨天、災害時中止)

場所 羽生田野球場(田上町)

問い合わせ 加茂地域消防本部・警防課(☎52-1770)

その他 新型感染症の状況により、内容が変更・中止となる場合があります。

参加の際は、マスク着用、手指消毒をお願いします。また、発熱や咳、強いだるさなどの症状がある場合は見合わせください。

申し込み・問い合わせ 環境課生活環境係(☎内線252、✉kaneko@city.kamo.nigata.jp)

※メールの場合は参加可否は後日連絡。

メルカリエコボックスのモニターも募集中

教室参加希望者でエコボックス(環境課で無料配布)をお持ちでない人は併せて、ご応募ください。



石粉ねんど「雲」を題材

心のままに

扱いやすい石粉ねんどを使って雲を題材(モチーフ)に立体彫刻を創作します。

お中元セール開催中

☆雪椿スタンプ3倍(8月4日まで)現金払い時

地酒3本セット(雪椿・マスカガミ・加茂錦)

亀の翁(加茂市内では当店のみ取扱い)

阿部精麦の麺・山重のめんつゆ

「加茂の絵はがき」「大島町特産品」

*詳しくは当店ホームページで



加茂市穀町10-9(加茂山公園駐車場前)

TEL 0256-52-0361 FAX 0256-53-0361

https://marudai-arimoto.com/又は「マルダイ有本商店」を検索



【有料広告】

講師は昨年の市展彫塑審査委員の丸山恵美さんです。

日時 8月28日(日)午後1時

～3時

会場 文化会館小ホール

対象 小学生～大人(小中学生は保護者同伴)

募集 25人

参加費 2千円(材料費・保険料込)

申し込み 8月19日(金)までに社会教育課(☎内線461)へ。

共催 0+0アートプレイス

子どもたちを夏の事故から守ろう

■水難事故から守る

夏は水の事故が増加します。

子どもたちが安全に楽しく過ごせるよう、事故防止を心掛けます。

防止のポイント

- ・ 幼い子どもから目を離さない。
- ・ 子どもだけで水辺で遊ばせない。
- ・ 泳ぐ前は準備体操。定期的に休憩する。
- ・ 危険と思われる場所や、遊泳禁



止区域では泳がない。

・ できるだけ1人では泳がない。川で気をつけること

・ 1人で遊ばない、必ず複数で遊ぶ。

・ ウォーターシューズ、リバーシューズなど濡れても脱げにくい靴を履く。

▼川の水が急に増える次のサインに注意

① 水の流れてくる方向の空に黒い雲が見えた

② 落ち葉や流木、ゴミが流れてきた



清掃センターへの搬入経路 事業系と一般を変更



清掃センター（田上町原ヶ崎新田）では、廃棄物持ち込み時の混雑の緩和とごみピット内への直接投入による事故の防止を図るため、一般の持ち込ごみと事業系ごみ（ごみ収集車含む）の搬入経路を分けています。

このため、一般の持ち込ごみの受付場所が変更となります。

場内では係員の案内に従いごみを分別して廃棄してください。

ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 環境課生活環境係（☎内線251）、清掃センター（☎57-2415）

③ 雷が鳴り始めた

④ 雨が降り始めた

▼水難事故が発生したら

・ 近くの人に助けを求め、消防署などに救助を要請する。

・ 背が立つところ以外では不用意に飛び込まず、単独ではなく周囲の人と協力し、浮き輪や竿、ロープなどを使って救助する。泳いで助けに行くのは最後の手段です。

■花火の注意ポイント

・ 子どもだけでの花火は危険。大人がしっかりと見ていましょう。

・ 花火を人に向けたり、燃えやすい物の近くでの花火はやめる。

・ 水の入ったバケツを準備し、使い終わった花火の火は消す。

▼やけどをした場合

・ すぐに患部に水道水をかけ、10分〜30分間冷やしましょう。

服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさず直接水をかけましょう。

・ 病院へ行く場合は、ガーゼや清潔な



タオルなどで患部を包み、何も塗らないでください。

また、水泡がある場合は、破らないように注意しましょう。

・ 自宅で処置できる軽度なやけどは、消毒などをおこない、痛みがなくなるまで包帯などの上から冷やしましょう。

お問い合わせ 加茂地域消防本部・警防課（☎52-1770）

ろうそく・線香など

火災に注意

仏壇や神棚、祭壇等
で使うろうそくや線香が、ちよっとした不注意で火災が起こる場合があります。



ろうそくや線香を使うときは「近くに燃えやすいものを置かない」「衣服・可燃物へ燃え移らないように注意」「その場を離れる時は必ず消してから移動」「（捨てるときは）必ず一度水に浸けた後、消えたことを十分確認する」などに気をつけましょう。

お問い合わせ 加茂地域消防本部・予防課（☎52-1770）

あなたの子育てを応援します！

かも子育て応援アプリ by 母子モ

加茂市では母子健康手帳アプリ「母子モ」を基にした妊娠期から出産・子育て期の方に向けたアプリを令和4年7月1日にリリースしました。地域の子育て情報モ！予防接種やお子さま等の記録モ！ぜひご利用ください。

特徴的な機能紹介 日々の生活に役立つ情報・機能が満載

- 予防接種管理 
- 健診・身体発育の記録 
- 市からの情報発信 
- できたよ記念日(日記) 

登録方法

母子モ (ポシモ) で検索！ / 母子モ 検索

or はこちらを読み取り

App Store からダウンロード Google Play で字を入れよう



Web版はこちら
URL <https://www.mchh.jp>

外国語でのご利用も可能！英語・中国語・スペイン語などの12言語に対応しています。
This service supports 12 languages including English, Chinese, Spanish, etc.
※本サービスはGoogle社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。Google翻訳サービスをご利用の際は、Googleの利用規約をご確認ください。

Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。
※紙の母子健康手帳は引き続き必要です。併せてご利用ください。

加茂市子育て応援パスポート



加茂市子育て応援パスポート事業を開始します。子育て家庭にパスポートを発行し、協賛店がさまざまなサービスを提供することを通して、未来を担う子どもの成長や子育てを応援する取組みです。中学3年生以下の児童を養育する世帯に8月初旬にパスポートを郵送します。市内の協賛店に子育て応援パスポートを提示することにより、協賛店が設定した独自のサービスを受けることができます。

■協賛店募集

加茂市子育て応援パスポート事業にご協力いただける事業者を随時募集しています。7月22日(金)までに申し込み



ホームページ

いただくとパスポート郵送時に協賛店一覧の中に掲載させていただきます。多くの店舗の皆様のご協力をお願いいたします。申し込み方法については、ホームページをご覧ください。

子育てガイドブックを配付



7月から加茂市子育てガイドブックの配付を始めます。

妊娠から出産・子育て期まで使えるさまざまな制度や施設案内などの行政情報、おでかけマップなど

加茂市でこれから子育てを迎える方や子育て中の方にとって役立つ情報をまとめた1冊です。

市内各保育園を通しての配付のほか、こども未来課窓口でも配付しています。

仕様 A5フルカラー、40ページ程度

掲載内容 妊娠、出産、子育てに関すること

問い合わせ こども未来課 (内線 152)



スペシャルお楽しみデー

特別なおもちゃが楽しめる日です。新聞紙あそび、いちご摘みや野菜収穫体験など、いつもの広場とちょっと違った体験ができます。

ひろばのようす

ベビーマッサージ

対象は生後6か月までの親子。カフェタイムでママ同士の交流も楽しめます。



ぴよぴよハッピーバースデー

お誕生月のお友だちをみんなでお祝いします。フォトコーナーで記念写真の撮影ができます。他にも、お祝いカードをプレゼントしたり、お楽しみがいっぱいです!



8月・9月のイベント予定



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止・延期になることがあります。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

イベント	日時	場所
ひろば&カフェ (要予約、6組程度)	★8月23日(火)・9月13日(火) 10:20~11:00	須田憩いと あそびの広場 
ぴよぴよ工作ルーム	8月22日(月)~26日(金)・9月26日(月)~30日(金)10:00~17:00	乳幼児あそびの広場 (図書館隣)   あそびの広場HP HPで、施設の設備やおもちゃの写真が事前に確認できます。 
身体計測・健康相談	8月4日(木)・9月15日(木) (受付)9:30~11:00	
すくすく相談	8月24日(水)・9月21日(水) (受付)9:30~10:30	
絵本のへや	8月12日(金)・9月16日(金) 10:30~10:50 9月16日(金)は新潟中央短期大学臨床心理士稲場健先生による読み聞かせです。終了後は、お子さんの発達や心に関する相談ができます。	
公認心理師による発達相談	★8月3日(水) 10:00~11:00 相談員:加茂市こども未来課 山口笑子さん お子さんの発達で気になっていることやママ自身のイライラを軽くする方法など、日々の育児のちょっとした不安や疑問をお聞かせします。気軽にご相談ください。	
育児講習会 (要予約、10組) ※お子さんと一緒に参加できます	★8月10日(水) 10:30~11:00 テーマ「卒乳・断乳について」講師:助産師 小山テイ子さん ★9月14日(水) 10:30~11:00 テーマ「入園の話」講師:加茂市こども未来課 諸橋由希子さん	
ママのリフレッシュ講座 『ハンドケア』先着8組	★8月29日(月) 9:30~10:30・10:45~11:45(各4組) 講師:フェイシャルサロンオレンドロップオーナー 坂橋くみ子さん	
ベビーマッサージ(要予約、5組程度) 対象:生後6か月までの乳児と保護者	★9月9日(金) 10:00~11:30 講師:保健師 小島由美子さん	
親子ヨガ 対象:1~3歳の幼児と保護者 先着10組	★9月29日(木) 10:00~11:00 講師:インド政府公認ヨガインストラクター 泉田郁恵さん	
ぴよぴよ工作ルーム	8月22日(月)~26日(金)・9月26日(月)~30日(金) 10:00~17:00	
ぴよぴよハッピーバースデー	8月18日(木)・9月7日(水) 10:30~11:00	
スペシャルお楽しみデー	8月8日(月)・9月5日(月) 10:30~11:00	
体重を測れる日	毎週火曜日 10:00~11:00	

子育て支援センター お問い合わせ

乳幼児あそびの広場 神明町2丁目6番27号 ☎0256-57-0341

須田憩いとあそびの広場 大字後須田661番地1 ☎0256-53-2078

・時間 午前9時~午後5時
(★の日は事業のため、一般利用は午後1時から)
・休館日 乳:12/29~1/3
須:日曜日、12/29~1/3

縄文時代終わり頃の集落 ―下高柳 川向遺跡―

市内には戦前から知られる縄文時代の遺跡が四つある。いずれも加茂川上流の七谷地区にあり、川向遺跡はそのひとつである。意外だがそこに加茂を代表する縄文土器が出土した水源池遺跡は含まれていない。

今から八五年前の昭和十二年に新潟県が発行した『新潟県史蹟名勝天然記念物調査報告』第七輯に土器や石器が出土したところとして「七谷村川向」とあり、位置図も掲載されている。現在遺跡のある場所は山林や荒地となっていて、地表面から縄文人の痕跡を探索することはほぼ不可能である。

加茂の風土記



写真1 川向遺跡遠景(北から)

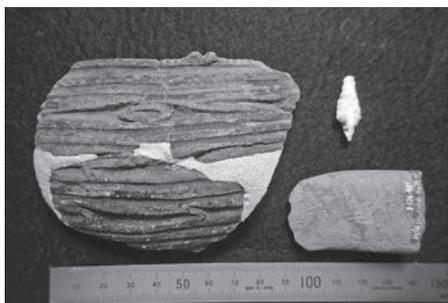


写真2 川向遺跡出土品
(左・土器 右上・石鏃 右下・独鈷石)

め、小規模な発掘調査(約十七m)を実施した。

地表面から約五十cm掘り下げた地層(黄褐色土)に縄文人が築いた生活の痕跡が確認された。具体的な暮らしぶりを明らかにするよ
うな遺構は発見できなかったが、以下の出土遺物よりこの場所に集落が存在したことは間違いない。いつ頃の集落かは、出土した縄文土器が教えてくれる。

土器(浅鉢)の表面に「工」の字に似ることから工字文と呼ばれる文様がみられる。これは東北地方を中心に広がる亀ヶ岡式土器様式に特徴的な文様で、今からおよそ二千五百年前頃の縄文時代晩期後葉に位置づけられる。その他、狩猟道具の石鏃(アスファルトが付着)や呪術に使われた独鈷石(仏具の独鈷に似る)などの石器も出土した(写真2)。

これまでに確認された土器は縄文時代晩期中葉から後葉に限定され、比較的短期間の集落が想定されるが、石器などからも確かな縄文人の営みを感じられる。

(伊藤 秀和)

やってみよう！手話

今回の手話：ソフトクリーム



握った左手の上で、右手をやや開き指先を下に向けて回しながら上に動かし、すぼめていきます。

協力：手話サークルよつば

あいちとっく

社会教育費寄附金

▼株式会社堀内組様から

10万円

マチイロ

スマホで
広報誌



「広報かも」は加茂市ホームページまたは行政情報アプリ「マチイロ」からもご覧になれます。

暮らしのカレンダー 7月・8月

7月 25 (月) 友引	・休館（公民館・市民体育館、民俗資料館、子供プール、各コミセン）
26 (火) 先負	・休館（文化会館、温水プール）
27 (水) 仏滅	・行政相談 市役所相談室1 9:00~11:30 ・心配ごと相談 市役所相談室3 9:00~15:00 ・休館（美人の湯）
28 (木) 大安	・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から ・なんでも健康相談 ゆきつばき荘 9:00~11:30 ・休館（BBC）
29 (金) 先勝	・むかしばなしの会 市立図書館 10:00から
30 (土) 友引	・休館（民俗資料館）
31 (日) 先負	Ⓜ休日当番医 鷺塚内科医院 ☎52-2054 9:00~17:00
8月 1 (月) 仏滅	・休館（民俗資料館、各コミセン）

2 (火) 大安	・チリメンモンスターをさがそう！（7月31日までに市立図書館☎53-3500へ要予約） 市立図書館 10:00から、13:30から ・休館（文化会館、温水プール）
3 (水) 赤口	・心配ごと相談 市役所相談室3 9:00~15:00 ・影絵スタンドをつくろう！（7月31日までに市立図書館☎53-3500へ要予約） 市立図書館 10:00から、13:30から
4 (木) 先勝	・夏休みおはなし会 市立図書館 10:00から ・休館（BBC）
5 (金) 友引	・夏休みおはなし会 市立図書館 10:00から
6 (土) 先負	
7 (日) 仏滅	Ⓜ休日当番医 監物小児科医院 ☎52-0800 9:00~17:00 ・むかしばなしの会 市立図書館 10:00から ・休館（民俗資料館）

月日	休日当番医	☎
7/17(日)	中村医院	52-0095
18(月・祝)	さくらクリニック	52-9511
24(日)	田上診療所	57-5015
31(日)	鷺塚内科医院	52-2054
8/7(日)	監物小児科医院	52-0800

須田小リサイクル運動 須田コミで廃品回収

須田コミュニティセンター駐車場にコンテナを設置し、新聞、チラシ、雑誌、ダンボールの廃品回収をします。

期間内に持って来てコンテナに入れてください。

期間 8月1日(月)～5日(金)

時間 午前8時～午後5時

問い合わせ 須田小学校 (☎52-6533)

図書館内で学力向上のための勉強をする方々のため夏休み中の休館日（月曜等）を臨時開館します。臨時開館時の係員は市職員ではなく、シルバー人材センター会員等が担当します。書架の図書は自由に閲覧できますが、図書の貸し出し、調査・相談（レファレンスサービス）、視聴覚機器（DVD・ビデオなど）やインターネットのご利用はできません。ご了承ください。

臨時開館日 7月18日(月・祝)、19日(火)、25日(月)、8月1日(月)、8日(月)、11日(木・祝)、15日(月)、22日(月)、29日(月)

開館時間 午前9時～午後6時

利用できる場所 1階閲覧室と2階学習室

問い合わせ 市立図書館 (☎53-3500)

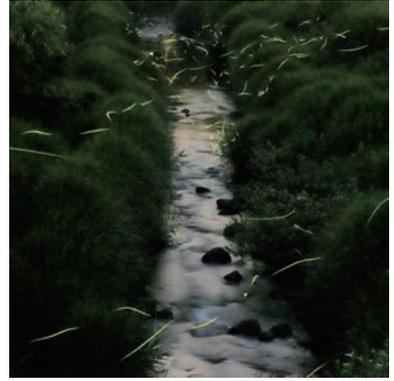
図書館

8月末まで
休館日を臨時開館



#かもぴく

Instagramで加茂の様子や風景の写真、自分で描いた絵を「#かもぴく」をつけて投稿していただいた中から、毎月1枚をご紹介します。



@nobu.520



問 総務課広報広聴係
(☎内線 327)

第55回（令和4年度）

「受信環境クリーン図案コンクール」作品募集



受信環境ク
リーン中央協議
会と信越受信環
境クリーン協議
会では、テレビ・
ラジオの良好な
受信環境を表現
した図案、免許を受けていない無
線機の使用などによって起こる受
信障害を防止することをねらいと
した図案を募集します。

用紙 原則として縦380mm、横50
mm（四ツ切）相当の厚めの画用紙
（縦270mm、横380mm（八ツ切）相当
も使用可能）※必ず横長で
文字 簡単な言葉で1文字2cm
以上の大きさ
応募資格 中学生
応募方法 作品の裏に都道府県
名、学校名、学年、氏名（ふりがな）
を必ず明記し、学校ごとにまとめ
て応募

締切 令和4年9月1日（木）
宛先 〒951-8508 新潟市
中央区川岸町1-49 NHK新潟
放送局内 信越受信環境クリーン
協議会 新潟県連絡会事務局
応募作品の取り扱い
・作品の著作権は受信環境ク
リーン協議会に帰属するものとします。
・入賞作品は、受信環境クリーン
協議会が、放送、ポスターその他
で任意に使用します。なお使用に
当たっては、学校名、学年、氏名
を入れて使用します。
・応募に関する個人情報、受信
環境クリーン図案コンクール以外
の目的には使用しません。
その他注意事項
・絵画、イラスト、写真および映
像等の著作権法により保護を受け
ている著作物を著作権者の許可な
く模写、トレース等をしないでく
ださい。
・アニメ、名画などの登場人物、
マスコットキャラクター、ロゴ
マーク、商標などは用いないでく
ださい。
問い合わせ 信越受信環境ク
リーン協議会 新潟県連絡会事務局
☎025-1230-11653

まごころでお手伝い

ご葬儀・家族葬のご相談承ります

明治時代創業 地域と歩む葬儀社

有限会社 **花屋仁助** hanaya-nisuke

●ご相談・お見積り・ご依頼は365日24時間対応

☎0120-2010-41 花屋仁助 検索

地域をよく知る葬儀社にちょっと相談してみたい。

葬儀後の仏事や供養のことを聞いてみたい。

どなたでもご利用ください

LINEでも相談できます

QRコードから友達追加

メモリーナ西加茂にすけ会館	家族葬専用施設 フリエール	メモリーナ上条にすけ会館	メモリーナ田上にすけ会館
加茂市幸町1-10-1		加茂市上条2-22	田上町大字川船河1591-4

上質なご葬儀・家族葬が行える直営式場をご利用いただけます。

【有料広告】

人口のうごき 7月1日現在 世帯 10,139 (-1) 人口 25,291 (-33)
男 12,343 (-11) 女 12,948 (-22) ()内は前月比
(6月異動分) 出生7 (男4 女3) 死亡30 (男15 女15) 転出32 転入22



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

